

本会議における質疑について

【試行案】

○大綱質疑は、委員会審議とすみ分けることを重視し、より大綱的な質疑を中心に行うため、2月、8月定例会については、会派を代表して行う「代表質問」の場と「その他大綱質疑」の場を区別して設け、代表質問ののち、その他大綱質疑を行う。なお、代表質問については、予算・決算議案に限り総括的な質疑を行うこととする。

※予算・決算議案…予算・決算審査特別委員会に付託予定議案

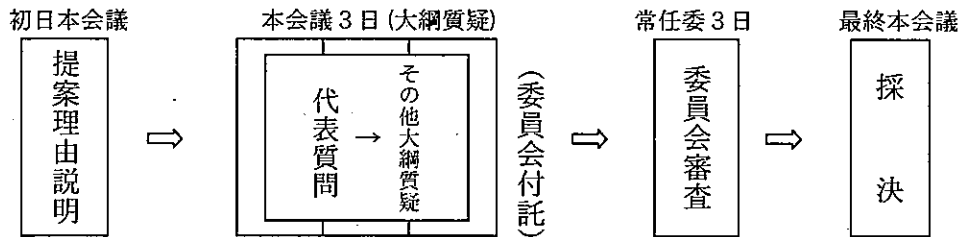
※同一議員が、代表質問とその他大綱質疑の両方を行うことは不可とする。

※2日目の議運では、代表質問・その他大綱質疑ごとに発言者名・発言予定時間を通告する。

	代表質問	その他大綱質疑
人数制限	各会派から1名	なし
持ち時間	会派は40分×会派構成議員数以内、会派に属さない議員は40分以内 ※ただし答弁時間を含む	
質疑順序	所属議員の多い会派順 ※所属議員が同数の会派があるときは、議運で協議して順序を決定	会派(所属議員の多い順)、会派に属さない議員の順 ※2巡目以降これを繰り返す
発言方法	全て一括質問・一括答弁方式	下記①、②、③の選択制 ①全て一括質疑質問・一括答弁方式 ②全て一問一答方式 ③1回目一括質疑質問・一括答弁方式、2回目以降は一問一答方式
発言回数	原則3回までとする それ以降は議長の許可を得る	制限なし

○5月、11月定例会は、これまでどおりの審議方法とする。

<2月、8月定例会イメージ>



<5月、11月定例会 (現行どおり) >

